

記載要領等	相続税の申告書第 1 表の付表 5 特定一般社団法人等に課される相続税額の計算明細書
-------	--

《使用目的》

この明細書は、平成 30 年 4 月 1 日以後に一般社団法人等の理事である者（一般社団法人等の理事でなくなった日から 5 年を経過していない者を含みます。）が死亡した場合において、その一般社団法人等が相続税法第 66 条の 2 第 2 項第 3 号に規定する特定一般社団法人等に該当するときに、その特定一般社団法人等が相続税の申告書を提出する場合に作成します。

なお、この明細書は、相続税の申告書に添付して提出してください。

《記載要領》

- 1 「特定一般社団法人等の名称」欄には、相続税法第 66 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける一般社団法人等の名称を記入します。
- 2 「1 遺贈により取得したものとみなされる金額の計算」は、特定一般社団法人等が被相続人から遺贈により取得したものとみなされる金額について計算します。
 - (1) 「①」から「⑤」欄には、第 1 表の付表 5（別表 1）の「①」から「⑤」欄の額を転記します。
 - (2) 「⑦」欄の「相続開始の時ににおける同族理事の数に 1 を加えた数」は、第 1 表の付表 5（別表 1）の「⑥」欄の数に 1 を加えた数を記入します。
- 3 「3 相続税額から控除する贈与税・相続税の税額の計算」は、過去に相続税法第 66 条第 4 項において準用する同条第 1 項又は第 2 項の規定により課された贈与税又は相続税の税額がある場合に、相続税から控除する金額を計算します。

なお、「⑮」及び「⑯」欄には、第 1 表の付表 5（別表 2）の「①」及び「②」欄の額を転記します。
- 4 「5 控除対象税額の残額の計算」は、この相続税の申告に係る相続後に開始した相続につき相続税法第 66 条の 2 第 1 項の規定によりその特定一般社団法人等に相続税が課される場合に控除されることとなる金額を計算します。

- (注) 1 「一般社団法人等」とは、一般社団法人又は一般財団法人（被相続人の相続開始の時ににおいて公益社団法人又は公益財団法人、法人税法第 2 条第 9 号の 2 に規定する非営利型法人、特定目的会社等を子会社として保有することを専ら目的とするものその他の相続税法施行令第 34 条第 4 項に規定する一般社団法人又は一般財団法人に該当するものを除きます。）をいいます。
- 2 「特定一般社団法人等」とは、次の(1)、(2)に掲げる要件のいずれかを満たす一般社団法人等をいいます。
 - (1) 相続開始の直前における被相続人に係る同族理事の数の理事の総数のうちに占める割合が 2 分の 1 を超えること
 - (2) 相続の開始前 5 年以内において、被相続人に係る同族理事の数の理事の総数のうちに占める割合が 2 分の 1 を超える期間の合計が 3 年以上であること
 - 3 「同族理事」とは、一般社団法人等の理事のうち、被相続人又はその配偶者、三親等内の親族その他の被相続人と相続税法施行令第 34 条第 3 項に規定する特殊の関係のある者をいいます。